

令和6年度復興庁政策評価実施計画

令和6年3月27日
内閣総理大臣決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和6年度復興庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和6年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

計画期間内における事後評価の対象とする政策及び評価の方法は、以下のとおりとする。

(1) 復興庁政策評価基本計画（令和3年3月30日内閣総理大臣決定）の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

(ア) 復興庁政策体系（別紙）に掲げる政策

該当なし

(イ) 規制に係る政策

該当なし

(ウ) 租税特別措置等に係る政策

該当なし

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）

該当なし

(3) その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

該当なし

(別紙)

復興庁政策体系

政策	施策
復興施策の推進	(1) 復興支援に係る施策の推進
	(2) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	(3) 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進
	(4) 「新しい東北」の創造に係る施策の推進
	(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(4)に掲げるものを除く。)